

不当条項の類型の追加

第1 . これまでの検討経緯	1
第2 . 消費者の後見等の開始を解除事由とする条項	3
第3 . 解釈権限付与条項・決定権限付与条項	7
第4 . サルベージ条項	11
第5 . 軽過失による人身損害の賠償責任を一部免除する条項	15

第1．これまでの検討経緯

1．専門調査会における検討

消費者契約法専門調査会（以下「専門調査会」という。）では、第11回以降、不当条項の類型の追加について検討が行われ、その結果は消費者契約法専門調査会報告書（以下「報告書」という。）において取りまとめられた¹。

【報告書の概要】

債務不履行の規定に基づく解除権又は瑕疵担保責任の規定に基づく解除権をあらかじめ放棄させる条項を例外なく無効とする規定を設けることとする。

法第10条第一要件を改正し、これに該当する消費者契約の条項の例示として、消費者の不作为をもって当該消費者が新たな契約の申込み又は承諾の意思表示をしたものとみなす条項を挙げることとする。

上記・以外の契約条項の類型（注）については、更なる事例の収集・分析を経た上で、典型的に不当性が高いといえるものを抽出し、対象となる契約条項を例外なく無効とする規定、又は、対象となる契約条項のうち一定のものを無効とする規定を設けることについて引き続き検討を行うべきである。

（注）報告書では、規定を設けることを検討することが考えられる具体的な契約条項の類型として、①消費者の解除権・解約権をあらかじめ放棄させ又は制限する条項、②事業者が当該条項がなければ認められない解除権・解約権を付与し又は当該条項がない場合に比し事業者の解除権・解約権の要件を緩和する条項、③消費者の一定の作為又は不作为をもって消費者の意思表示があったものと擬制する条項、④契約文言の解釈権限を事業者のみに付与する条項、及び、法律若しくは契約に基づく当事者の権利・義務の発生要件該当性若しくはその権利・義務の内容についての決定権限を事業者のみに付与する条項、⑤本来であれば全部無効となるべき条項に、その効力を強行法規によって無効とされない範囲に限定する趣旨の文言を加えたもの（サルベージ条項）及び⑥事業者の軽過失により消費者の生命又は身体に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項等が挙げられている。

2．報告書以降の経緯

報告書を踏まえ、消費者庁は消費者契約法を改正する法律案を第190回通常国会に提出し、改正法が平成28年5月25日に成立した。不当条項の類型の追加については、債務不履行の規定に基づく解除権又は瑕疵担保責任の規定に基づく解除権をあらかじめ放棄させる条項（上記）は8条の2として条文化され、また、第10条第一要件に該当する条項の例示として、消費者の不作为をもって当該消

¹ 報告書8頁以下。

費者が新たな契約の申込み又は承諾の意思表示をしたものとみなす条項が規定された（上記 ）。

さらに、報告書（上記 ）を踏まえ、上記 ・ 以外の契約条項の類型について消費者庁及び消費者委員会において更なる事例の収集・分析を行った。その結果は、「第2 .」以下のとおりである。

規定を設けることを検討することが考えられる具体的な契約条項の類型	対 応
③消費者の解除権・解約権をあらかじめ放棄させ又は制限する条項	【平成28年改正】 債務不履行・瑕疵担保責任に基づく解除権を放棄させる条項を無効とする規定の新設（第8条の2）
⑤事業者当該条項がなければ認められない解除権・解約権を付与し又は当該条項がない場合に比し事業者の解除権・解約権の要件を緩和する条項	消費者の後見等の開始を解除事由とする条項（本資料「第2 .」）
③消費者の一定の作為又は不作為をもって消費者の意思表示があったものと擬制する条項	【平成28年改正】 消費者の不作為をもって新たな契約の申込み又は承諾の意思表示とみなす条項を第一要件の例示として規定（第10条）
④契約文言の解釈権限を事業者のみに付与する条項、及び、法律若しくは契約に基づく当事者の権利・義務の発生要件該当性若しくはその権利・義務の内容についての決定権限を事業者のみに付与する条項	解釈権限付与条項・決定権限付与条項（本資料「第3 .」）
⑥本来であれば全部無効となるべき条項に、その効力を強行法規によって無効とされない範囲に限定する趣旨の文言を加えたもの（サルベージ条項）	サルベージ条項（本資料「第4 .」）
⑦事業者の軽過失により消費者の生命又は身体に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項	人身損害の軽過失一部免除条項（本資料「第5 .」）

第2 . 消費者の後見等の開始を解除事由とする条項

事業者²に当該条項がなければ認められない解除権・解約権を付与し又は当該条項がない場合に比し事業者の解除権・解約権の要件を緩和する条項について、「事業者は、当該事業者との間で消費者契約を締結した消費者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたときは、当該消費者契約を解除することができることを定めた条項は、無効とする」という趣旨の規定を設ける考え方について、どう考えるか。

条項例 2-1 (建物賃貸借の契約書において用いられている条項)

乙(賃借人)に、次の各号のいずれかの事由が該当するときは、甲(賃貸人)は、直ちに本契約を解除できる。(中略)

(6)解散、破産、民事再生、会社整理、会社更生、競売、仮差押、仮処分、強制執行、成年被後見人、被保佐人の宣告や申し立てを受けたとき。

条項例 2-2 (インターネット接続サービスの会員規約において用いられている条項)

会員が以下のいずれかの項目に該当する場合、弊社は当該会員に事前に何等通知または催告することなく、本サービスの提供の停止及び会員資格の取消をすることができます。(中略)

6 . 個人の会員、もしくは法人及びその他の団体の代表者である会員について、破産の申立があった場合または後見開始の審判を受けた場合(後略)

条項例 2-3 (宅配クリーニング²の利用規約において用いられている条項)

当社は、会員が、以下の各号のいずれの事項に該当する場合、事前に通知又は催告することなく、当該会員について本サービスの利用を一時的に停止し、又は会員としての登録を取り消すことができます。(中略)

(9)死亡した場合又は後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判を受けた場合(後略)

1 . 専門調査会における検討

事業者²に当該条項がなければ認められない解除権・解約権を付与し又は当該条項がない場合に比し事業者の解除権・解約権の要件を緩和する条項については、

² 消費者は会員となり事業者との間でサービス利用契約を締結するが、実際にクリーニング業務を行うのは当該事業者と提携しているクリーニング業者(提携クリーニング業者)で、当該事業者は、会員と提携クリーニング業者との間においてクリーニングに関する個別の契約が成立するよう媒介するという仕組みとなっている。

専門調査会における検討を経て、消費者契約法専門調査会中間取りまとめ（以下「中間取りまとめ」という。）において、以下のように取りまとめられた³。

【中間取りまとめの概要】

どのような場合に当該条項を無効とする規定を設けるのが適切かについて、当該条項が消費者に与える不利益のほか、当該条項を無効にすることとしたときに実務にどのような影響が生じるかなどを勘案しつつ、引き続き検討すべきである。

中間取りまとめについて集中的な意見受付を実施するとともに、関係団体に対するヒアリングも行われた（以下「意見受付・ヒアリング」という。）。

【意見受付・ヒアリングにおける主な意見】⁴

当該条項が消費者に与える不利益を上回る業務上の必要性・相当性が認められる場合を除いて無効である旨の規定を設けるべきであるという意見もあったが、他方、建物の賃貸借契約における反社会的勢力の排除のための契約の解除条項や、生命保険契約において保険料の支払いがなされない場合に一定の猶予期間後に効力を失うとする条項（いわゆる無催告失効条項）、インターネットサービスなどで消費者の安全安心な利用環境を提供するために悪質な利用者に対し解除や解約を行う条項等への影響を懸念する意見も見られた。

意見受付・ヒアリングにおいて寄せられた意見を踏まえ更に検討した結果、報告書では、前述「第1 .」のとおり、他の契約条項の類型とあわせて引き続き検討を行うものとして取りまとめられた。具体的には、更なる事例の収集・分析を経た上で、典型的に不当性が高いといえるものを抽出し、無効とする規定を設けることについて引き続き検討を行うべきであるとされた。

2 . 事例の収集・分析

報告書を踏まえ、典型的に不当性が高いといえるものを抽出するという観点から事例の収集・分析を行った結果、当該事業者との間で消費者契約を締結した消費者が後見、保佐又は補助（以下「後見等」という。）開始の審判を受けたときに事業者は当該消費者契約を解除することができることを定めた条項を不当条項として規律することが考えられる。

³ 中間取りまとめ 39 頁以下。

⁴ 第 23 回専門調査会資料 1 「個別論点の検討(11)」〔消費者庁提出資料〕（以下「第 23 回資料 1」という。） 33 頁。

この条項が建物賃貸借の契約書で用いられていた事案(条項例 2-1)において、当該条項を法第 10 条により無効とした裁判例として、大阪高裁平成 25 年 10 月 17 日判決がある⁵。また、後見等の開始を解除事由とする条項は、インターネット接続サービスの会員規約(条項例 2-2)や、宅配クリーニングの利用規約(条項例 2-3)等の建物賃貸借以外の継続的契約においても用いられている。

3. 検討

(1) 成年後見制度との関係

成年後見制度とは、精神上の障害により判断能力が不十分であるため契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、後見人等の機関がその判断能力を補う制度で、判断能力の不十分な人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護することを旨とするものである⁶。

ところが、消費者の後見等の開始を解除事由とする条項が適用された場合、消費者は成年後見制度を利用することで契約が解除され、その契約によって得ていた便益を得ることができなくなるおそれがあるが、これは、成年後見制度の利用がかえって消費者に不利益を生じさせる点で成年後見制度の趣旨に反するものといえるほか、成年後見人等が選任され、本人の行為能力が制限される部分を補って、本人を代理して契約をすることができるようにするのが成年後見制度の趣旨であるにもかかわらず、一律に相手方が契約を解除することができるとするのは、その趣旨に反するものである。これらを踏まえると、当該条項は典型的に不当性が高いといえるのではないか。

判断能力の不十分な人を社会全体で支え合うことが高齢社会の喫緊の課題であるという観点から平成 28 年に成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号)が制定されるなど⁷、成年後見制度を活用するための取組みが進められていることにも沿わないと考えられる。

⁵ 消費者法ニュース 98 号 283 頁。適格消費者団体が、不動産賃貸業等を営む事業者に対し、賃借人に対する後見等の開始を解除事由とする条項を含む当該事業者の使用する賃貸借契約書について差止めを求めた事案。この高裁判決に対して、双方が上告受理を申し立てたものの受理されなかった結果、当該判決が確定している。

⁶ 小林昭彦ほか編『一問一答新しい成年後見制度〔新版〕』(商事法務)3頁。

⁷ 成年後見制度の利用の促進に関する法律第 1 条は、同法の目的として、「この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする」と規定している。

(2) 建物賃貸借について

参考になる考え方として、建物賃貸借の契約書における後見等の開始を解除事由とする条項(条項例2-1)を法第10条により無効とした前述の大阪高裁判決は、「本件解除条項中で、成年被後見人、被保佐人の審判開始又は申立てを受けたときについては、およそ賃借人の経済的破綻とは無関係な事由であって、選任された成年後見人や保佐人によって財産管理が行われることになり、むしろ、賃料債務の履行が確保される事由ということもできるから、これらの事由が発生したからといって、賃借人の賃料債務の不履行がないのに、また、賃料債務の不履行があっても、相当な期間を定めてする催告を経ることなく、又は契約当事者間の信頼関係が破壊されていないにもかかわらず、賃貸人に一方的に解除を認める条項も、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものというべきである」と判断している。

(3) 建物賃貸借以外の継続的契約について

また、消費者の後見等の開始を解除事由とする条項は、建物賃貸借以外の継続的契約においても用いられている(条項例2-2、2-3)。建物賃貸借契約とは異なり、生活の基盤を継続的に保障するという要請が働かない場合であっても、消費者が契約によって得ていた便益を得られなくなる点は共通している。また、継続的契約では、消費者に成年後見人等の法定代理人が選任されたのであれば、今後はその成年後見人等を代理人として対処すれば足りるのに、一律に契約を解除することができるとする必要も理由もないと考えられる。

(4) 規定の在り方

以上からすると、消費者の後見等の開始を解除事由とする条項は、典型的に不当性が高いと考えられる。そして、当該条項は、成年後見制度の趣旨に反する点で信義則に反して消費者の利益を一方的に害するといえるものであり、解除事由が明確であり事業者の予見可能性も確保されていると考えられることから、例外なく無効とする規定を設けることが考えられるがどうか。

第3．解釈権限付与条項・決定権限付与条項

解釈権限付与条項及び決定権限付与条項について、次のような規定を設けるといふ考え方について、どう考えるか。

「消費者契約のすべての条項について、条項の解釈や当事者の権利・義務の発生要件該当性の決定は事業者のみが行うものとする条項は、無効とする」という趣旨の規定。

「条項の解釈や当事者の権利・義務の発生要件該当性の決定は事業者のみが行うものとし、かつ、消費者が事業者に対し事業者による解釈や決定について異議を述べることを排除する条項は、無効とする」という趣旨の規定。

条項例 3-1 (ポイント・サービスの会員規約において用いられている条項)
本規約の解釈等に疑義が生じた場合、当社は、信義誠実の原則に基づいて決するよう努め、会員はその決定に従うものとします。(第15回資料1事例4-4-1)

条項例 3-2 (ウェブサイトを作成・公開・管理等のサービスに関する利用規約において用いられている条項)
本規約の解釈を巡って疑義が生じた場合、当社は合理的な範囲でその解釈を決定できるものとします。

条項例 3-3 (オンライン上のフリーマーケットの利用規約において用いられている条項)
弊社は、ユーザーが以下の各号のいずれかに該当した場合又は該当したと弊社が判断した場合、事前の通知なしに、ユーザー登録の取消、本サービスの全部もしくは一部へのアクセスの拒否・利用停止等、又は、ユーザーに関連するコンテンツや情報の全部もしくは一部の削除の措置をとることができるものとします。弊社は、その理由を説明する義務を負わないものとします。なお、弊社は、ユーザーが以下の各号のいずれにも該当しないことを確認するために、弊社が必要と判断する本人確認を行うことができ、確認が完了するまで本サービスの全部もしくは一部へのアクセスの拒否・利用停止等の措置することができます。(中略)
(12) その他弊社がユーザーに相応しくないと判断した場合

条項例 3-4 (フィットネスクラブの利用規約において用いられている条項)
会員が次の各号の一つに該当した場合、会社はその会員を、会員資格の一時停止または除名とすることができるものとします。また会社はその事由を会員に説明する義務を負わないものとします。(中略)
(8) 本ジムの会員としての品位を著しく損なうと認められた非行のあった場合

1. 専門調査会における検討

契約条項の解釈（以下「第3 .」において単に「解釈」ということがある。）についてその権限を事業者のみに付与する条項（解釈権限付与条項）及び、法律若しくは契約に基づく当事者の権利・義務の発生要件該当性に関する決定（以下「第3 .」において「要件該当性の決定」又は単に「決定」ということがある。）についてその権限を事業者のみに付与する条項（決定権限付与条項）については、中間取りまとめにおいて、以下のように取りまとめられた⁸。

【中間取りまとめの概要】

- ・解釈権限付与条項については、決定権限付与条項との区別を明確にすることができるか否かを踏まえた上で、当該条項が消費者に与える不利益のほか、当該条項を無効にすることとしたときに実務にどのような影響が生じるかなどを勘案しつつ、これを例外なく無効とする規定を設けることについて、引き続き検討すべきである。
- ・決定権限付与条項については、当該条項が消費者に与える不利益のほか、当該条項の実務上の必要性やこれを無効にすることとしたときに実務にどのような影響が生じるかなどを勘案しつつ、一定の場合には当該条項を無効とする規定を設けることも含め、引き続き検討すべきである。

意見受付・ヒアリングにおいて寄せられた意見を踏まえ、更に検討した結果、報告書では、前述「第1 .」のとおり、他の契約条項の類型とあわせて引き続き検討を行うものとして取りまとめられた。

【意見受付・ヒアリングにおける主な意見】⁹

- ・解釈権限付与条項については例外なく無効である旨の規定を設けるべきであり、決定権限付与条項については当該条項が消費者に与える不利益を上回る業務上の必要性・相当性が認められる場合を除いて無効である旨の規定を設けるべきであるとする意見もあった。
- ・他方で、旅客船の「標準運送約款」に定められている 事業者による運送契約の拒否・解除、 運航の中止・変更、 旅客の禁止行為と係員の指示に従わない旅客に対する下船命令等について、輸送の安全を確保するため、事業者のみが解釈権限・判断権限を持つことが必要不可欠である旨の指摘も見られた。
- ・また、「解釈権限」「決定権限」の区別は極めて困難と思われ、特に「解釈権限付与条項」について、例外なく無効とすることには反対するという意見も出された。

⁸ 中間取りまとめ 42 頁。

⁹ 第 23 回資料 1 33 頁。

2．事例の収集・分析

事例を収集した結果、消費者契約のすべての条項について、事業者に解釈権限を付与する旨を規定したと考えられる条項があった（条項例 3-1、3-2）。また、事業者が条項の解釈を行い、会員である消費者は事業者による解釈に従うものとする旨を規定した条項や（条項例 3-1）事業者が条項の解釈や条項該当性の決定を行うこととした上で、事業者は消費者に対して自らが行った解釈や決定の理由を説明することを要しない趣旨を規定した条項が見られた（条項例 3-3、3-4）。

3．検討

（1）基本的な考え方

条項の解釈や、当事者の権利・義務の発生要件該当性の決定について、事業者のみが権限を有しているとする、実質的には、事業者が契約の内容を事後的かつ一方的に決めることを許容する結果となり、消費者の権利・利益が侵害されるおそれがある。したがって、条項の解釈や要件該当性の決定に関する権限を事業者のみに付与する条項は、典型的に不当性が高く、法第 10 条により無効になる可能性があると考えられる。

（2）すべての条項について事業者のみが解釈・決定を行うことの不当性（ ）

もっとも、インターネット上のサービス提供に際して、消費者がセキュリティ上の問題があると考えられる行為に及ぶ可能性があるときに、事業者が自らの判断で迅速に利用停止その他の対応を行う場合¹⁰等においては、条項の解釈や要件該当性の決定を一次的に事業者が行うべき場合もあり得るところであり¹¹、紛争を予防する等の観点から条項として規定することも考えられる。

そうだとしても、事業者による解釈又は決定それ自体が消費者の権利・利益を侵害するおそれを有していることに照らすと、事業者による一次的な解釈や決定が許容されるのは、事業を行う上で真にやむを得ない場合に限定されることが考えられる。それにもかかわらず、すべての条項について包括的に事業者のみが解釈又は決定を行うことができるとすれば、要するに、契約全体について事業者が事後的かつ一方的に決める余地を認めることになり、明らかに不当である。

また、事業者としては条項の解釈や要件該当性に疑義が生じたときには解釈権

¹⁰ 第 12 回専門調査会参考資料 3〔古閑委員提出資料〕35 頁、37 頁参照。

¹¹ 事業者による解釈や決定はあくまでも一次的なものにすぎず、消費者からの訴えにより裁判所が解釈や決定を行うことを排除するものではない。仮に、裁判所による解釈や決定を排除する条項があれば、明らかに不当であり、法第 10 条により無効であると考えられる。

限・決定権限を行使して対応することを予め見込めることになるので、個別の条項をより具体的、緻密に作成することが疎かになる懸念もある。事業者が条項を丁寧に作成することは、紛争の予防等の点において事業者にとっても利益になるものであり、これを促すという政策的見地も考慮すべきであると考えられる。

そこで、すべての条項について解釈や決定は事業者のみが行うものとする条項は、例外なく無効とするという趣旨の規定を設けることが考えられるが、どう考えるか。

なお、事業者のみに解釈・決定する権限を付与する条項は、それが個別の条項に限定されていたとしても、典型的に不当性が高く、法第 10 条により無効になる可能性があると考えられる。事業者のみに解釈・決定する権限を付与する条項の中でも、特に不当性が高いものを抽出し、それについては例外なく無効とする規定を設けるとするのが、ここで示した考え方である。したがって、仮に、すべての条項について解釈や決定は事業者のみが行うものとする条項は例外なく無効とするという趣旨の規定を設けたとしても、個別の条項について事業者のみに解釈・決定権限を付与する条項が法第 10 条によって無効になることを排除するものではないと考えられる。

(3) 消費者からの異議を排除することの不当性 ()

また、事業者による一次的な解釈や決定が許容されるとしても、事業者による解釈や決定の正当性（例えば、本当に要件に該当していたのか）を事後的に検証し、不当であればそれを是正する機会が与えられなければ、消費者の権利・利益が侵害されるおそれがあるから、事業者が行った解釈や決定について、事後的に消費者が異議を述べることは、当然に認められるべきである。それにもかかわらず、消費者が異議を述べることすら排除する条項は、明らかに不当であると考えられる。

そこで、条項の解釈や当事者の権利・義務の発生要件該当性の決定は事業者が行うものとし、さらには、消費者が事業者に対し事業者による解釈や決定について異議を述べることも排除する条項は、例外なく無効とするという趣旨の規定を設けることが考えられるが、どう考えるか。

これに該当する条項として、具体的には、消費者は事業者の解釈に従う旨の条項（条項例 3-1）は、消費者が事業者の解釈に異議を唱えることを封じているということが出来る場合には該当すると考えられる。また、事業者は消費者に対して自らが行った解釈や決定の理由を説明することを要しない趣旨を規定した条項（条項例 3-3、3-4）も、消費者としては、理由が分からなければ異議を述べるのが事実上不可能であるので、当該条項に該当すると考えられる。

第4．サルベージ条項

「消費者契約法その他の法令の規定により無効とすべき消費者契約の条項について、無効となる範囲を限定する条項は、無効とする」という趣旨の規定を設ける考え方について、どう考えるか。

条項例 4-1 (インターネットビデオサービスの利用規約において用いられている条項)

弊社(中略)は、使用者に対して、(中略)これらの広告・宣伝物、情報提供及びコンテンツについて、法律で許容される範囲において、一切の責任を負わないものとします。(第15回事例4-5-1)

条項例 4-2 (ネットワークサービスの利用規約において用いられている条項)

裁判所において本規約のある規定が無効または執行不能とされた場合には、当該規定は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において限定的に解釈されるものとします。(第15回事例4-5-2)

条項例 4-3 (オンライン上の位置情報ゲームの利用約款において用いられている条項)

適用法令により許容される限度において、当社、
、
又は本サービス若しくはコンテンツの作成、製作若しくは提供に関与したその他の当事者のいずれも、(a)本規約に起因若しくは関連して、又は(b)本サービスの利用(若しくは利用できないこと)により、又は(c)本サービスの他のユーザー若しくはお客様が本サービスの利用に伴いコミュニケーション若しくは交流するその他の者とのコミュニケーション、交流若しくは会合により生じた、いかなる間接的損害、偶発的損害、特別損害、懲罰的損害賠償又は派生的損害(利益損失、データ若しくは業務上の信頼の喪失、サービスの中断、コンピューターへのダメージ若しくはシステム障害又は代替サービスのための費用を含みます。)についても、当該責任が保証、契約、不法行為(過失を含みます。)製造物責任又はその他の法的根拠に基づくものであるかを問わず、また、当社、
、
が当該損害の可能性を知っていたか否かを問わず、たとえ本規約に定められた限定的な救済が、その本質的な目的を達成できなかったと判明したとしても、お客様に対して責任を負いません。一部の法域では、派生的損害又は偶発的損害に対する責任の除外及び制限を認めていないため、上記の責任の制限が適用されるのは、該当する法域の法令によって許容される最大限までとします。

条項例 4-4 (国際的な貨物輸送サービスのサービス約款において用いられている条項)

(前略)その他の国内強行法規が適用される場合、
の責任はこれらの適用法規に準拠し、制限されるものとします。(中略)適用される協定ルールまたはその他の国内強行法規がこれと異なる扱いを要求す

務を免除するものであり許されないという意見や、例外なく無効である旨の規定を設けるべきであるという意見も見られた。

- ・他方で、強行規定であっても、その適用範囲が必ずしも明確でない場合もあるし、法改正が行われる場合もあり、事業者が約款を定める時点において、強行規定違反でないと判断しても、事後的にその判断が間違っていた場合に備え、サルベージ条項を設けることは合理的であり、不当と判断されるべきではないという意見もあった。

2．事例の収集・分析

専門調査会では、サルベージ条項は国際的に事業を展開している事業者（多国籍企業）において使用される傾向があるという指摘があったが¹³、調査した結果、多国籍企業のみならず、国内で事業を行う事業者においても見られ、事業内容も様々であった。

3．検討

（1）事業者に対して条項を明確に定める動機付けを与える政策的な必要性

サルベージ条項は、本来は無効となるべき条項であるにもかかわらず、裁判所が無効の判断をしない限り、どの範囲で無効なのかが不明確であり、その結果、例えば、（条項例 4-1）の条項が用いられた場合、損害を受けた消費者は、条項の文言から、損害賠償を請求することは一切できないと誤解するおそれがある。このように、サルベージ条項は、消費者に対して条項が無効となる範囲を隠したまま有効な条項として機能することになり、これにより、消費者の権利を制限し又は義務を加重する結果を招くおそれがある。

サルベージ条項は、現時点においても様々な事業において用いられているところ、今後、さらに用いられるようになると、消費者が不利益を受けるおそれは、より一層高まることになる。

サルベージ条項を用いる必要性として、事業者が不当な部分を正確に除外して条項を定めることが困難であるという指摘があるが、条項を作成する事業者が不当な部分を除去しなければ、消費者からはどの部分が不当なのかは分からないのであり、消費者が不利益を受けるおそれを回避するためには、サルベージ条項を無効とし、事業者に対して条項を明確に定める動機付けを与えるという政策的な必要性があると考えられるが、どう考えるか。

¹³ 第 12 回消費者契約法専門調査会議事録 25 頁〔井田委員発言〕。

(2) 事業者が無効の範囲を操作できることの不当性

一部が不当である条項について、条項の全部（つまり条項自体）が無効になることがあり得るが、それにもかかわらず、事業者がサルベージ条項を用いることで、不当である一部のみが無効になるとすれば、事業者は自らの意思で無効となる範囲を決めることが可能となる。

例えば、（条項例 4-1）において、「法律で許容される範囲において」という文言がなければ、事業者の損害賠償責任の全部を免除した条項として、条項の全部（条項自体）が無効になるとも考えられる（法第 8 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 5 号）。しかし、事業者が条項に「法律で許容される範囲において」という文言を加えることで、条項の効力が法第 8 条第 1 項によって無効とされない範囲に限定される結果、当該条項は、事業者の故意又は重過失によらない場合には一部についてのみ損害賠償責任を負うことを規定した条項として、効力が維持されるとも考えられる。

一部が不当である条項がどの範囲で無効になるのかは、法律若しくは当該条項又はその解釈によって決まるものであるが、サルベージ条項は、条項が無効になる範囲を事業者が一方的に操作することを許容し得る点においても、典型的に不当性が高いといえるので、例外なく無効とする規定を設けることが考えられるかどうか。

第5．軽過失による人身損害の賠償責任を一部免除する条項

事業者の軽過失による消費者の生命又は身体の侵害（ただし、身体の侵害については、被害が重大であるものに限る。）によって生じた損害賠償責任の一部を免除する条項について無効とする規定を設けるという考え方について、どう考えるか。

条項例 5-1（介護付有料老人ホームの入居契約書において用いられていた条項）
介護中における甲の責による怪我等の損害賠償は、ホーム加入の損害賠償保険の範囲内にて行う。（現在は使用されていない。）

条項例 5-2（ベビーシッターサービスの利用規約において用いられている条項）
1．（事業者名）及びベビーシッターは善良な管理の注意義務をもって業務にあたるものとします。但し、お子様の特殊事情によって発生した事故のうち、その特殊事情が受託者に事前に知らされていない場合、及びベビーシッターはその責任を負担しないものとします。また、お子様にすでに持病が認められ、これが悪化して発生したと認められる事故についても同様とします。
2．前項に定めるほか、万一、及びベビーシッターの責に帰すべき事由によってお子様に事故が発生した場合、は其の費用負担において加入している損害保険契約にもとづいて支払われる保険金をもって、その損害を補填するものとし、同保険金金額をもって限度とします。また、その保険契約により担保される支払事由の範囲内においてのみ、その責任を負担するものとします。

条項例 5-3（警備業（駆けつけサービス）の約款において用いられている条項）
当社は、本約款に基づくサービスの提供時に損害が発生した場合について、以下のとおり定めます。ただし、損害の賠償は加入者または利用者と当社の間で行うものとします。

（1）当社の責による加入者または利用者への損害賠償

損害賠償の対象

当社の故意または過失から直接加入者または利用者に与えた損害
当社の駆けつけ業務が適正に履行された場合は、その責任を負いません。

賠償額

当社は法律上の賠償責任に基づき次の賠償額を限度として加入者または利用者へ損害金をお支払いします。（中略）

（1）人的損害・物的損害併せて1事故につき10億円まで。（後略）

条項例 5-4（試合観戦約款（プロ野球））
主催者及び球場管理者は、観客が被った以下の損害の賠償について責任を負わないものとする。但し、主催者若しくは主催者の職員等又は球場管理者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

- (1) ホームラン・ボール、ファール・ボール、その他試合、ファンサービス行為又は練習行為に起因する損害
 - (2) 暴動、騒乱等の他の観客の行為に起因する損害
 - (3) 球場施設に起因する損害
 - (4) 本約款その他主催者の定める規則又は主催者の職員等の指示に反した観客の行為に起因する損害
 - (5) 第 条の入場拒否又は第 条の退場措置に起因する損害
 - (6) 前各号に定めるほか、試合観戦に際して、球場及びその管理区域内で発生した損害
2. 前項但書の場合において、主催者又は球場管理者が負担する損害賠償の範囲は、治療費等の直接損害に限定されるものとし、逸失利益その他の間接損害及び特別損害は含まれないものとする。但し、主催者若しくは主催者の職員等又は球場管理者の故意行為又は重過失行為に起因する損害についてはこの限りでない。

事例 5-5 (鉄道会社の旅客営業規則)

(運行不能・遅延等の場合のその他の請求)

第 条 旅客は、第 条～第 条に規定する事由()が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第 条から前条に定める取扱いに限りて請求することができる。

2 旅客は、列車の運行不能若しくは遅延が発生した場合又は車両の故障等により列車に乘車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。

各条が規定する事由：

- ・列車が運行不能となったとき
- ・列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で接続予定の列車の出発時刻から1時間以上にわたって目的地に出発する列車に接続を欠いたとき
- ・車両の故障その他旅客の責任とならない事由によって、当該列車に乘車することができないとき等。

1. 現行法の規律及び専門調査会における検討

事業者、その代表者又はその使用する者(履行補助者)の軽過失¹⁴に基づく債務不履行又は不法行為によって生じた損害について、事業者の損害賠償責任の一部を免除する条項は、現行の法第8条の規定の適用によっては無効とならない。

このような現行法の規律を踏まえ、専門調査会では、法第8条に関する論点の一つとして、事業者の軽過失により消費者の生命又は身体に生じた損害(以下「人

¹⁴ 以下、「第5 .」において事業者の故意又は過失について述べる場合には、事業者、その代表者及びその使用する者(履行補助者)の故意又は過失を指す。

身損害」という。)を賠償する責任の一部を免除する条項について検討が行われ、中間取りまとめにおいて、以下のように取りまとめられた¹⁵。

【中間取りまとめの概要】

身体に生じた損害といってもその内容が様々であることも踏まえると、社会的に有用な事業活動を阻害しないようにする等の観点から、一定の範囲で事業者の免責を認めるべき必要性もあると考えられる。免責を認めるべき必要性は、当該消費者契約の目的・種類・性質・内容その他の事情によって様々であり、免責の内容や態様・程度も様々であることから、人身損害について、こうした要素を考慮した上で無効とする規律とすることのほか、生命に生じた損害については一律に一部免除条項を無効とすることが考えられ、不当条項の種類の追加と合わせ引き続き検討すべきである。

意見受付・ヒアリングにおいて寄せられた意見を踏まえ、更に検討した結果、報告書では、前述「第1 .」のとおり、他の契約条項の種類とあわせて引き続き検討を行うものとして取りまとめられた。

【意見受付・ヒアリングにおける主な意見】¹⁶

- ・生命損害の軽過失一部免除条項については、例外なく無効である旨の規定を設けるべきであるとし、身体損害の軽過失一部免除条項については、当該条項が消費者に与える不利益を上回る業務上の必要性・相当性が認められる場合を除いて無効である旨の規定を設けるべきであるとする意見や、消費者の被害回復の観点から、少なくともこのような条項を無効と推定する旨の規定を置くべきであるという意見もあった。
- ・他方で、世の中には、一定の危険が伴うスポーツや、スポーツ観戦等の興行、被災地等での運送サービス等、消費者が一定の危険を引き受けることが前提となっている消費者契約も存在していることを指摘する意見も見られた。

2 . 事例の収集・分析

事例の収集・分析については、第14回専門調査会において一定程度行ったところであるが、報告書を踏まえ、更に収集・分析を行った。これらの結果を事業類型ごとにまとめると、以下のとおりである。

¹⁵ 中間取りまとめ 31 頁。

¹⁶ 第23回資料1 34 頁。

(1) 医療・介護・ベビーシッター

医療契約(ないし診療契約)については、平成 19 年度の内閣府請負事業として行われた調査では、美容整形手術の誓約書において「手術結果を含め貴院に対して一切の異議申立て等を行わないことを誓約いたします」という条項が用いられた実例が報告されているものの¹⁷、損害賠償責任の全部又は一部を免除する条項の実例は現時点では見当たらなかった¹⁸。

介護サービスについては、平成 21 年 5 月に適格消費者団体が介護付有料老人ホームに対して入居契約書条項の不当条項の使用停止を申し入れた事案では、人身損害の一部免除条項が用いられていたようであるが(条項例 5-1¹⁹)、現時点では見当たらなかった。

ベビーシッターサービスについては、事業者が加入する損害保険契約によって支払われる限度とするという一部免除条項が見られた(条項例 5-2)。

(2) 警備業

警備業(駆けつけサービス)の約款において、損害賠償の額を「人的損害・物的損害併せて 1 事故につき 10 億円まで」と定める条項があった(条項例 5-3)。

(3) 危険を伴うスポーツ・スポーツ観戦

消費者が身体への危険を伴うスポーツを行う場合については、近年流行している新種のスポーツ等において、事業者の故意又は重過失による場合を排除することなく、事業者は一切の責任を負わないという条項が見られる。

スポーツ観戦については、プロ野球及び大相撲の観戦約款において人身損害について賠償の範囲を限定する条項を設けていたが(条項例 5-4。両者の内容はほぼ同じである)、他のスポーツについては観戦約款が見当たらなかった。

(4) 鉄道

鉄道会社の約款には、運行不能や遅延等の場合には、旅客運賃の限度で責任を負うものとし、これを超える責任を負わない旨の規定が、一般的に用いられてい

¹⁷ 消費者契約における不当条項研究会『消費者契約における不当条項の横断的分析』(商事法務) 219 頁。

¹⁸ なお、「1980 年代頃に、医療現場では患者から損害賠償免除合意を取り付ける運用が一部に見られたことがある」という指摘もされている(米村滋人『医事法講義』(日本評論社) 104 頁)。

¹⁹ 全国消費生活相談員協会が裁判外で差止めを申し入れた事案で、申し入れた結果、当該条項は削除されたとのことである。http://www.zenso.or.jp/dantaisoshou/moushiire/j_13.html

る（条項例 5-5）。

（５）その他

なお、事業者は消費者の人身損害について一切の責任を負わないという条項は、文房具等のオンライン販売やホテルの宿泊等に関する約款等においても見られた。

３．検討

（１）高度な類型的不当性

事例を収集・分析した結果に照らすと、まず、消費者の人身損害についての損害賠償責任を免除する条項としては、全部免除条項が様々な業種において散見されるが、これらの条項は、現行法においても無効である（法第 8 条第 1 項第 1 号、第 3 号）。

検討対象である人身損害の損害賠償責任を一部免除する条項について見ると、サービスの性質上人身損害の危険を伴うのであれば、事業者としては保険に加入する等により人身損害の賠償責任を負うリスクに備えることができると考えられる。そのため、消費者に人身損害が生じ、それが事業者の軽過失によるため事業者が損害賠償責任を負うにもかかわらず、その責任を免除する条項を設けることが正当といえる場合は、基本的には想定し難いとも考えられる²⁰。

また、生命又は身体は法益としての重要性が高いことなどを踏まえ、民法の一部を改正する法律案（第 189 回国会閣法第 63 号）においても、人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効については時効期間を延長する特則が設けられている²¹。

このように、生命又は身体が法益として重要であることや、事業者は保険等により対応できると考えられることから、人身損害の損害賠償責任を一部免除する

²⁰ この点について、プロ野球を観戦中にファウルボールによって失明した事故に関する札幌高判平成 28 年 5 月 20 日（裁判所ウェブサイト）が、プロ野球の観戦約款における人身損害について賠償の範囲を限定する条項について、「控訴人ファイターズが、試合中にファウルボールが観客に衝突する事故の発生頻度や傷害の程度等に関する情報を保有し得る立場にあり（証拠略）ある程度の幅をもって賠償額を予測することは困難ではなく、損害保険又は傷害保険を利用することによる対応も考えられることからすれば、このような対応がないまま上記の条項が本件事故についてまで適用されるとすることは、消費者契約法 10 条により無効である疑いがある」と判断していることが参考になると考えられる。

²¹ 同法律案第 167 条は、「人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第一項第二号の規定の適用については、同号中『十年間』とあるのは、『二十年間』とする」と規定している。また、同 724 条の 2 は、「人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第一号の規定の適用については、同号中『三年間』とあるのは、『五年間』とする」と規定している。

条項は、原則として無効といえる程度に典型的に不当性が高いとも考え得るのではないか²²。

(2) 旅客運送契約についての商法改正法案

もっとも、鉄道等の旅客運送契約については、昨年国会に提出された商法改正法案において、人身損害の損害賠償責任に関する規定が設けられており、この点を踏まえて規定を設ける必要性についても検討する必要がある。

すなわち、旅客運送については、現代における社会的インフラであり、かつ、その運輸機関内に旅客を乗せて場所的に移動する際の危険性を伴うという特色を有していることを踏まえ、商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案（第192回国会内閣提出法案第16号）では、商法を改正し、旅客の人身損害に関する運送人の損害賠償責任について片面的強行規定を設け免責特約を無効にするとともに（新商法第591条第1項）、一定の場合には免責特約を無効としないものとされた²³。

免責特約を無効としない場合について、具体的には、運送の遅延を主たる原因とする運送人の責任については、遅延に当たるか否かの基準が曖昧であり、特に大量輸送をする運送事業に与える影響の大きさを踏まえると、その免責特約を一律に無効とするのではなく、個別事案に応じて、消費者契約法又は民法により無効か否かを判断すべきであると考えられることから、「運送の遅延を主たる原因とするもの」が適用除外とされ（新商法第591条第1項かっこ書き）²⁴、災害が発生した地域における運送に関する運送人の責任については、このような運送をすべき社会的な必要性が大きい一方、基本的に賠償責任保険の適用がないために運送事業者が高いリスクを負うことを踏まえ、その免責特約を一律に無効とするのは相当でないと考えられることから、大規模な災害が発生し又は発生するおそれがある場合において運送を行う場合が適用除外とされ（同条第2項第1号）²⁵、特に運送により生命又は身体が危険にさらされる重病者等を運送する場合について、現在でも運送事業者の運送引受義務が免除されていることを前提に、

²² なお、商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案（第192回国会内閣提出法案第16号）では、商法を改正し、旅客の人身損害に関する運送人の損害賠償責任について片面的強行規定を設け免責特約を無効にするとともに、一定の場合には免責特約を無効としないものとする規定を設けるものとされた（新商法第591条）。

²³ 商法（運送・海商関係）部会旅客運送分科会資料6「商法（旅客運送関係）の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討（2）」5頁。

²⁴ 商法（運送・海商関係）部会旅客運送分科会資料6「商法（旅客運送関係）の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討（2）」6頁。

²⁵ 商法（運送・海商関係）部会旅客運送分科会資料6「商法（旅客運送関係）の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討（2）」6頁。

このような場合についてまで画一的に片面的強行規定を及ぼすことにより、かえって、真に運送サービスを必要とする者が運送されなくなり、その者の生命又は身体の保護に欠けるところとなることは適当でないと考えられることから、運送に伴い通常生ずる振動その他の事情により生命又は身体に重大な危険が及ぶおそれがある者の運送を行う場合も適用除外とされた（同項第2号）²⁶。

（3）身体の侵害について被害が重大であるものに限定する考え方について

また、身体侵害については、被害が軽微であれば、事業者の軽過失により生じた損害であることも踏まえると、必ずしも典型的に不当性が高いとまではいえないと考えられるので、身体侵害の被害が重大である場合に限り無効とする規定を設けることとし、被害が軽微である場合については法第10条の適用に委ねるという考え方もあり得ると考えられるが、どう考えるか。

なお、参考になり得る他の法令として、消費者安全法（平成21年法律第50号）は、「消費者事故」のうち「その被害が重大であるものとして政令で定める要件に該当するもの」を「重大事故等」とし（第2条第7項第1号）、商品等が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生した場合における消費者庁長官の事業者に対する勧告及び命令権限等を規定している（第40条第1項等）。そして、消費者安全法施行令（平成21年政令第220号）では、「政令で定める要件」として、「消費者の生命又は身体について次の各号のいずれかに該当する程度の被害が発生したこととする」と規定されており、各号としては、「死亡」、「負傷又は疾病であって、これらの治療に要する期間が三十日以上であるもの又はこれらが治ったとき（その症状が固定したときを含む。）において内閣府令で定める程度の身体の障害が存するもの」及び「一酸化炭素その他の内閣府令で定める物質による中毒」が規定されている。

²⁶ 商法（運送・海商関係）部会旅客運送分科会資料7「商法（旅客運送関係）の改正に関する要綱案のたたき台」1頁。

【参考条文】

消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）

（定義）

第二条（略）

5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

- 一 事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であって、消費者の生命又は身体について政令で定める程度の被害が発生したもの（その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。）

（略）

7 この法律において「重大事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

- 一 第五項第一号に掲げる事故のうち、その被害が重大であるものとして政令で定める要件に該当するもの（略）

消費者安全法施行令（平成 21 年政令第 220 号）

第四条 法第二条第七項第一号の政令で定める要件は、消費者の生命又は身体について次の各号のいずれかに該当する程度の被害が発生したこととする。

- 一 死亡
- 二 負傷又は疾病であって、これらの治療に要する期間が三十日以上であるもの又はこれらが治ったとき（その症状が固定したときを含む。）において内閣府令で定める程度の身体の障害が存するもの
- 三 一酸化炭素その他の内閣府令で定める物質による中毒

消費者安全法施行規則（平成 21 年内閣府令第 48 号）

（身体の障害）

第五条 令第四条第二号の内閣府令で定める身体の障害は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる視覚障害であって、長期にわたり身体に存するもの
 - イ 両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）がそれぞれ〇・一以下のもの
 - ロ 一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもの
 - ハ 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの
 - ニ 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの
- 二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害であって、長期にわたり身体に存するもの
 - イ 両耳の聴力レベルがそれぞれ七〇デシベル以上のもの
 - ロ 一耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの
 - ハ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの
 - ニ 平衡機能の著しい障害
- 三 次に掲げる嗅覚の障害
 - イ 嗅覚の喪失
 - ロ 嗅覚の著しい障害であって、長期にわたり身体に存するもの

四 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害

イ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失

ロ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害であつて、長期にわたり身体に存するもの

五 次に掲げる肢体不自由

イ 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害であつて、長期にわたり身体に存するもの

ロ 一上肢又は一下肢のいずれかの指を末節骨の一部以上で欠くもの

ハ 一上肢若しくは一下肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害であつて、長期にわたり身体に存するもの

ニ イから八までに掲げるもののほか、その程度がイから八までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害

六 循環器、呼吸器、消化器又は泌尿器の機能の障害であつて、長期にわたり身体に存し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

(重大事故等に該当することとなる中毒の原因となる物質)

第六条 令第四条第三号 の内閣府令で定める物質は、一酸化炭素とする。

消費生活用製品安全法 (昭和 48 年法律第 31 号)

(定義)

第二条 (略)

5 この法律において「製品事故」とは、消費生活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、次のいずれかに該当するものであつて、消費生活用製品の欠陥によつて生じたものでないことが明らかな事故以外のもの (他の法律の規定によつて危害の発生及び拡大を防止することができるものと認められる事故として政令で定めるものを除く。) をいう。

一 一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故

二 消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であつて、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの

6 この法律において「重大製品事故」とは、製品事故のうち、発生し、又は発生するおそれがある危害が重大であるものとして、当該危害の内容又は事故の態様に関し政令で定める要件に該当するものをいう。

消費生活用製品安全法施行令 (昭和 49 年政令第 48 号)

(重大製品事故の要件)

第五条 法第二条第六項の政令で定める要件は、次のいずれかとする。

一 一般消費者の生命又は身体に対し、次のいずれかの危害が発生したこと。

イ 死亡

ロ 負傷又は疾病であつて、これらの治療に要する期間が三十日以上であるもの又はこれらが治つたとき (その症状が固定したときを含む。) において内閣府令で定める身体の障害が存するもの

ハ 一酸化炭素による中毒

二 火災が発生したこと。

消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令(平成21年内閣府令第47号)

(身体の障害)

第二条 令第五条第一号 口の内閣府令で定める身体の障害は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる視覚障害であって、長期にわたり身体に存するもの
 - イ 両眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)がそれぞれ〇・一以下のもの
 - ロ 一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもの
 - ハ 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの
 - ニ 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの
- 二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害であって、長期にわたり身体に存するもの
 - イ 両耳の聴力レベルがそれぞれ七〇デシベル以上のもの
 - ロ 一耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの
 - ハ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの
 - ニ 平衡機能の著しい障害
- 三 次に掲げる嗅覚の障害
 - イ 嗅覚の喪失
 - ロ 嗅覚の著しい障害であって、長期にわたり身体に存するもの
- 四 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
 - イ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
 - ロ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害であって、長期にわたり身体に存するもの
- 五 次に掲げる肢体不自由
 - イ 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害であって、長期にわたり身体に存するもの
 - ロ 一上肢又は一下肢のいずれかの指を末節骨の一部以上で欠くもの
 - ハ 一上肢若しくは一下肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害であって、長期にわたり身体に存するもの
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、その程度がイからハまでに掲げる障害の程度以上であると認められる障害
- 六 循環器、呼吸器、消化器又は泌尿器の機能の障害であって、長期にわたり身体に存し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案(平成28年閣法第16号)

(特約禁止)

第五百九十一条 旅客の生命又は身体の侵害による運送人の損害賠償の責任(運送の遅延を主たる原因とするものを除く。)を免除し、又は軽減する特約は、無効とする。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 大規模な火災、震災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において運送を行うとき。
- 二 運送に伴い通常生ずる振動その他の事情により生命又は身体に重大な危険が及ぶおそれがある者の運送を行うとき。